

## 宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業者等の合併等に係る 入札参加資格審査取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成10年島根県告示第58号。以下「維持管理業務審査要綱」という。)第2条の規定による認定を受けた者(以下「維持管理業者」という。)が合併、会社分割、事業譲渡又は協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。以下同じ。)の設立(以下「合併等」という。)を行った場合における維持管理業務審査要綱第1条に規定する入札参加資格(以下「維持管理業務入札参加資格」という。)及び宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「収集運搬業務等審査要綱」という。)第5条の規定による認定を受けた者(以下「収集運搬業者等」という。)が合併等を行った場合における収集運搬業務等審査要綱第1条に規定する入札参加資格(以下「収集運搬業務等入札参加資格」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(承継の承認)

第2条 維持管理業務入札参加資格又は収集運搬業務等入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)の承継をしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、同項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 承継をしようとする競争入札参加資格に係る営業の一切が申請者に移転したと認められること。
- (2) 維持管理業務審査要綱第3条第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であつて、かつ、維持管理業務審査要綱第2条各号の要件を満たすものであること(維持管理業務入札参加資格を承継する場合に限る。)
- (3) 収集運搬業務等審査要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しない者であること(収集運搬業務等入札参加資格を承継する場合に限る。)
- (4) 協業組合にあつては、組合員の2分の1以上が維持管理業者又は収集運搬業者等であること。

(承継承認の申請等)

第3条 申請者は、承継をしようとする競争入札参加資格について、次に掲げる書類を維持管理業務等入札参加資格承継承認申請書(別記様式)に添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 維持管理業務入札参加資格の承継をしようとする者にあつては、次に掲げる書類
  - ア 維持管理業務審査要綱第4条第1項各号に掲げる書類
  - イ 被承継者の下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第9条の規定による廃業等の届出の書類(官公庁の受付印があるものに限る。)の写し

- (2) 収集運搬業務等入札参加資格の承継をしようとする者にあつては、次に掲げる書類
- ア 収集運搬業務等審査要綱第3条第1項各号に掲げる書類
  - イ 承継に係る業務に関する被承継者の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の2第3項において読み替えて準用する同法第7条の2第3項の規定による事業の廃止に係る届出の書類（官公庁の受付印があるものに限る。）の写し又は同法第14条の3の2の規定による許可の取消しに係る通知書の写し
- (3) 合併契約書の写し（合併の場合に限る。）
- (4) 分割契約書の写し（吸収分割の場合に限る。）
- (5) 分割計画書の写し（新設分割の場合に限る。）
- (6) 事業譲渡契約書の写し（事業譲渡の場合に限る。）
- (7) 協業組合設立認可書の写し（協業組合の設立の場合に限る。）
- (8) その他知事が必要と認める資料
- 2 前項の規定により知事に提出する書類は、土木部下水道推進課へ持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容について必要な審査を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成27年3月17日から施行する。